

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」の推進に対して、河川管理者が支援する制度の基本的事項を定めることにより、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、「かわまちづくり」について推進主体（市町村等）が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト支援」とは、「かわまちづくり」において、地域づくりのためのフォローアップとして河川敷地占用許可準則の特例措置や河川管理施設等構造令の適用緩和等、推進主体（市町村等）の提案に基づき河川管理者が判断し実施する施策をいう。
4. この要綱において「ハード支援」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体（市町村等）と連携して、まちの空間と融合する河川空間を創出するために、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備することをいう。

第3 対象河川

この要綱の対象河川は、当該市町村等の一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

「かわまちづくり」の推進主体は、次のとおりとする。

1. 市町村及び河川管理者
2. 市町村を構成員に含む法人格なき協議会及び河川管理者

第5 認定要件

次の各号の一に該当するものとする。

1. 地域の景観、歴史的、文化的環境及び観光に資する整備等の関連において、歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。
2. 都市再生整備計画、地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等においてまちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。
3. 地方の元気再生事業、環境モデル都市、など国として積極的に支援している地域活

性化施策に関連して良好な水辺空間の整備・利活用を図る必要がある河川。

4. 市町村が水辺空間と一体となったまちづくりを行うために自らが一連区域における整備を計画し、良好な水辺空間形成のための諸活動がなされている等、市町村及び地域住民の水辺空間整備及び利活用について熱意が高い河川。

第6 かわまちづくり計画の作成

1. 「かわまちづくり」の認定を受けようとする第4に定める推進主体（以下、「市町村等」という。）は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり」計画を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり」計画に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) その他特筆すべき事項

第7 河川管理者としての支援

河川管理者は、「かわまちづくり」計画に基づき、地域づくりのためのフォローアップ等の「ソフト支援」、水辺整備等の「ハード支援」の実施を行う。

1. ソフト支援

◇市町村の自由な提案・発想を尊重し、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援。

（具体的なフォローアップ内容）

- ・市町村の提案・発想に対し、どの様な手法を用いれば実現可能か河川管理者も一緒になって検討を実施。
- ・全国の良好な整備事例の紹介やその後の活用について河川管理者が情報提供を実施。
- ・地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、河川敷地占用に関する特例措置等により積極的に支援。

2. ハード支援

◇まちづくりと一体となった水辺整備を概ね5力年で積極的に推進。

（河川管理者としての整備内容）

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

※なお、整備に際しては関係地方公共団体や地域住民の意見を聞きながら整備を実施。

第8 「かわまちづくり」支援制度への登録

1. 市町村等の長は、河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を策定した場合は、各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、河川局長に「か

わまちづくり」支援制度の申請書を提出することができるものとする。

2. 河川局長は、計画にある支援事業の内容について、実施の効果、市町村及び地域住民のかわまちづくりについての熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性等を勘案のうえ、「かわまちづくり」支援制度に登録することができるものとする。

第9 「かわまちづくり」計画の変更

1. 市町村等は、「かわまちづくり」支援制度に登録を受けた後に、「かわまちづくり」計画の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり」計画の変更を行うものとする。
2. 「かわまちづくり」計画については、地域の状況を踏まえ、計画策定または変更後少なくとも5年以内に計画内容及び取組み状況を検証し、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。なお、変更の手続きについては、第8の規定を準用する。

第10 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり」計画により整備を行うものについては、河川整備計画（未策定河川については、工事实施基本計画又は河川改良工事全体計画）との整合を図るものとする。

第11 良好な空間の保全

市町村等の長及び河川管理者は、「かわまちづくり」計画により整備された良好な空間の保全のために、諸施設等の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設等以外の維持管理については、河川管理者と市町村長等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第12 その他

1. 「かわまちづくり」計画の策定及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成21年4月1日付け「かわまちづくり」支援制度実施要綱に基づき行われている事業については認定を登録に読み替え事業完了まで、当該廃止前の要綱を、なお効力を有するものと見なして適用することができるものとする。